

◎新潟県告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上越市の大潟あさひ土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年11月12日

新潟県上越地域振興局長

1 退 任

理事 上越市大潟区潟田260番地

竹田 香苗  
(理事長)

退任年月日 令和元年10月19日